

文部科学省：中央教育審議会教員養成部会（第91回） 資料

材確保に関する特別措置法、教育公務員特例法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等により、教員の養成・採用・研修の充実に努めてきたところであり、上記のような社会変化が加速し、また新しい教育への期待が高まる中、教員一人一人が、その職は高度に専門的なものであり、国家社会の活力を作り出す重要な職であるとの誇りを持ちつつ、高い志で自ら研鑽することの重要性が改めて認識されるようになってきた。

- 教員の資質能力の向上については、教育基本法第9条において「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」「前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。」こととされている。このように教員の資質能力の向上は、教員自身の責務であるとともに、国、教育委員会、学校などの関係者にとっても重要な責務である。

<学校を取り巻く環境変化>

- ◆ 近年の教員の大量退職、大量採用の影響等により、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることのできない状況があり、継続的な研修を充実させていくための環境整備を図るなど、早急な対策が必要である。

- 学校教育を取り巻く環境が大きく変化していることも認識する必要がある。かつては、教員に採用された後、学校現場における実践の中で、経験豊富な先輩教員から経験の少ない若手教員へと知識・技能が伝承されることで資質能力の向上が図られてきたという側面が強かった。しかしながら、近年の教員の大量退職、大量採用の影響により、必ずしもかつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承がうまく図られていない状況があるといった指摘も強い。
- 実際、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始めている。例えば、平成25年の学校教員統計調査によると、中学校において、他の経験年数を有する教員に比べ、経験年数5年未満である教員の割合が最も高く(約20%)、経験年数が11年～15年であるいわゆるミドルリーダークラスの教員の割合(約8%)のおよそ2.5倍となっている。

- 義務教育段階の教員に関して、このように、経験年数5年未満の教員の割合がその他の経験年数を有する教員の割合に比べて最も高い状況になったのは、少なくとも現行の初任者研修制度が導入された平成元年以降の経緯を見ても近年まで例がない。
- 教えを請うべき経験の浅い教員よりも、それらの教員を指導し得るミドルリーダーとしての経験を有する教員の方が少ないという、少なくとも直近の30年間には経験したことのない状況である。
- このような状況に対策を打たなければ、先輩教員から若手教員への知識・技能の伝達が途切れてしまう懼れもあり、若手教員が持つ知識・技能をどのように生かしていくかということも含め、継続的な研修の充実のための環境整備を図るなど、早急な対策が必要である。

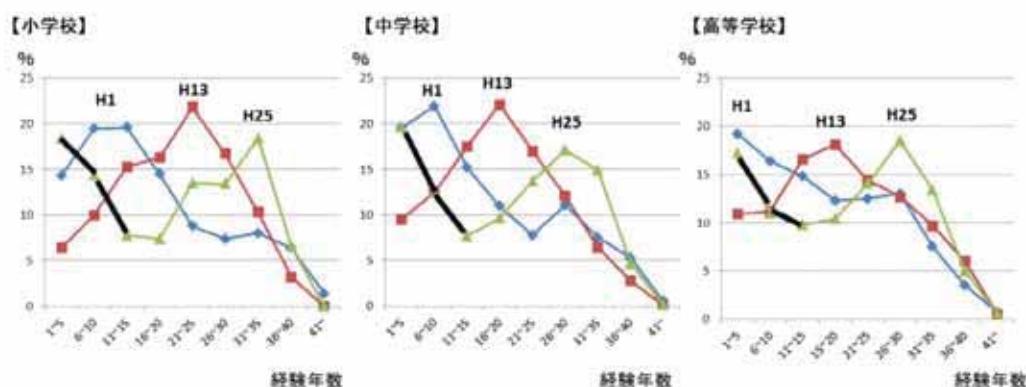


図1 教員の勤務経験年数の推移
(文部科学省 学校教員統計調査(平成元年度、平成13年度及び平成25年度))

<学び続ける教員>

- ◆ 学ぶ意欲の高さなど、我が国の教員の強みを最大限に生かしつつ、子供に慕われ、保護者に敬われ、地域に信頼される存在として更なる飛躍が図られる仕組みの構築が必要である。

- 平成24年8月の中央教育審議会答申では、学校が抱える多様な課題に対応し新たな学びを展開できる実践的な指導力を身に付けるためには、教員自身が探究力を持ち学び続ける存在であるべきであるという「学び続ける教員像」の確立を提